

江差ウインドパワー株式会社「(仮称)江差風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和元年8月19日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)江差風力発電事業環境影響評価準備書」について、江差ウインドパワー株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 北海道檜山郡江差町
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 約21,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 3月24日
環境大臣意見受理	平成29年 6月 2日
経済産業大臣意見発出	平成29年 6月20日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年 8月14日
意見の概要等受理	平成29年11月 7日
北海道知事意見受理	平成29年12月25日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 2月 9日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成30年12月25日
意見の概要等受理	平成31年 2月25日
北海道知事意見受理	令和元年 6月 7日
環境大臣意見受理	令和元年 6月21日
経済産業大臣勧告発出	令和元年 8月19日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内、常泉
電話:03-3501-1742(直通)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討スケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の現状に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、オジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されていることから、本事業の実施に伴う風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等の影響が懸念される。

このため、これら鳥類に対する影響を可能な限り回避・低減する観点から、バードストライクに関する事後調査を適切に実施し、バードストライクが確認される等、影響が認められた場合には、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付など鳥類からの視認性を高める措置及び稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について事前に定め、重要な鳥類等の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(2) 既設風車の基礎部の撤去に伴う環境影響について

既設風力発電所における既設風車の基礎部について、撤去が必要な場合は当該工事工程や工事車両台数などを明らかにした上で、適切に予測及び評価を実施すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。